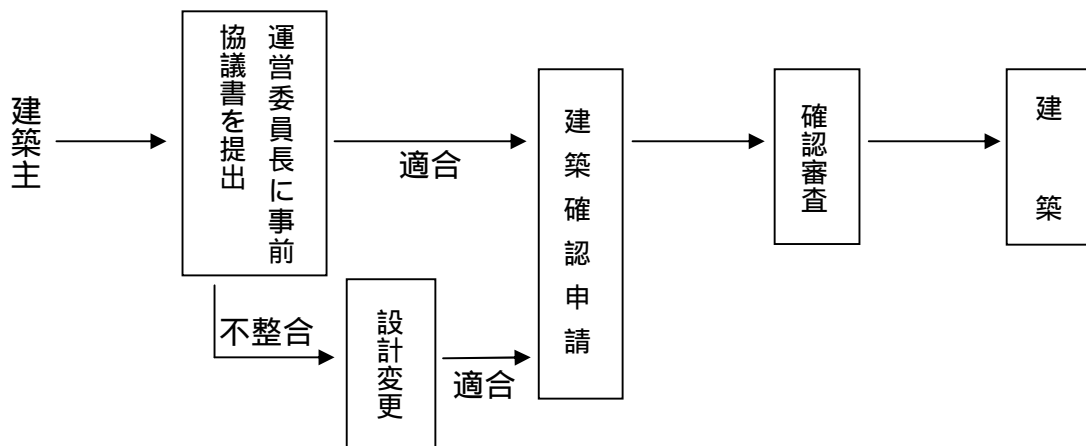
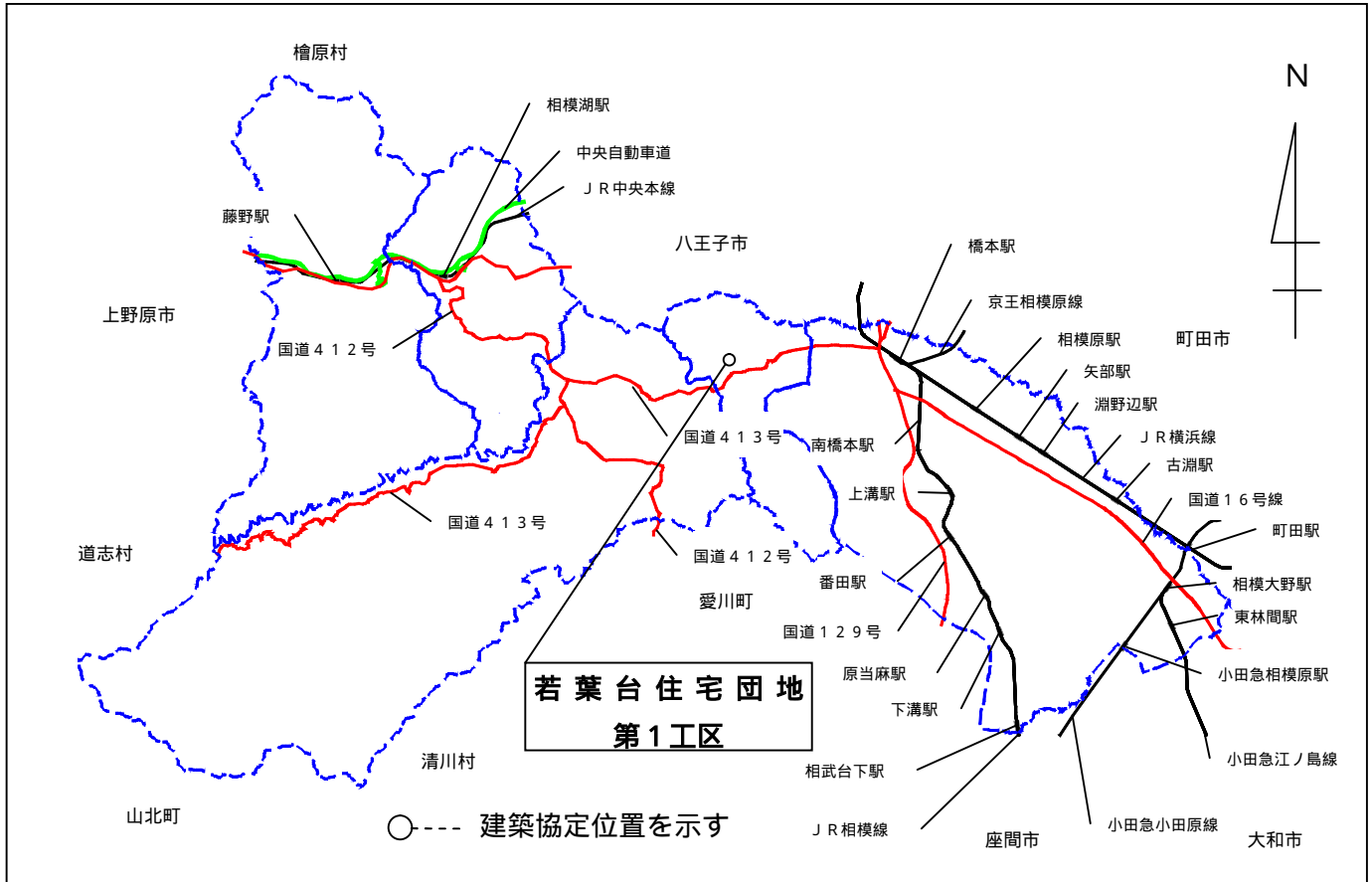


若葉台住宅団地第1工区

建築協定の概要



協定区域内で建物を建てる時には、上図のような手続きが必要です。

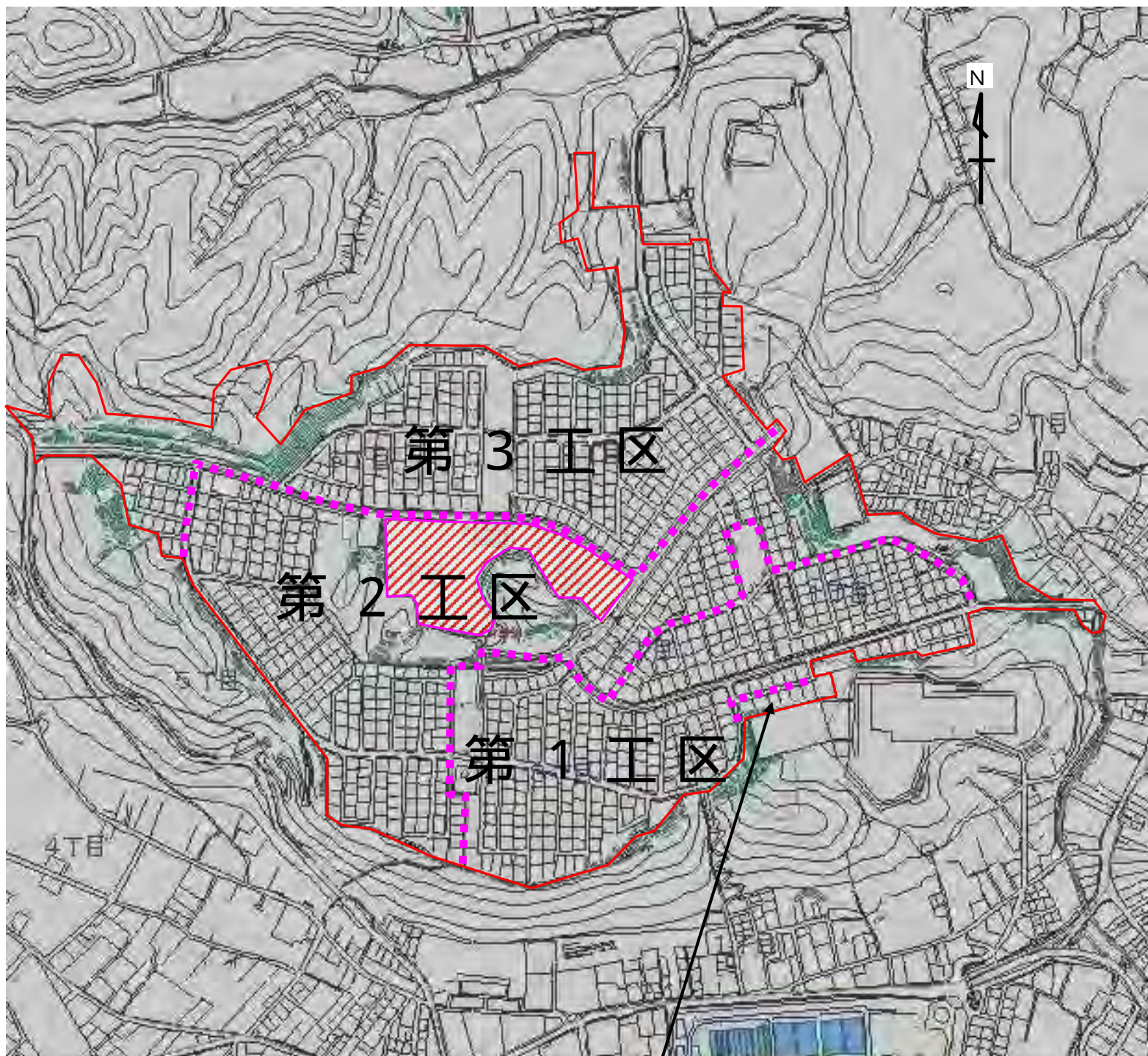
街づくり、建築協定についてのお問い合わせは……相模原市 都市計画課

相模原市中央区中央2丁目11番15号 TEL042-769-8247(直通) FAX042-754-8490
Eメール toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp



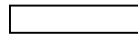

<建築協定とまちづくり>

建築協定とは、建築基準法に基づく制度です。将来にわたり良好な住環境の維持及び増進することを目的に締結されました。当事者はもとより、土地等の権利者が代わった場合にも効力が波及します。

若葉台住宅団地建築協定 区域図



地区の概要

-  建築協定区域
-  各工区の区分
-  第1種低層住居専用地域 50/80
-  第1種中高層住居専用地域 60/200

第3工区

(目的)

第1条 この建築協定は、第5条に定める区域内における建築物の位置、構造、用途、形態等を協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は、若葉台住宅団地第1工区建築協定と称する。

(協定締結)

第3条 この協定は、第5条に定める区域内の土地所有者全員の合意により締結する。

(協定の変更並びに廃止)

第4条 この協定にかかる協定区域、建築物等に関する基準、有効期間及び協定違反があった場合の措置を変更しようとするときは、協定者全員の合意によらなければならない。

また、この協定を廃止しようとする場合は、協定者の過半数の合意によらなければならない。

(協定区域)

第5条 この協定の区域は、別紙「建築協定区域図」のとおりとする。

(建築物等の制限)

第6条 前条に定める区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠及び建築設備は、次の各号に定める基準によらなければならない。

(1) 建物は一戸建とする。

(2) 敷地の地盤の高さについては、車庫及び出入口を築造する場合を除き変更してはならない。

(3) 汚水の処理については水洗式とし、団地内污水处理施設に接続する。

(4) 宅地内の汚水桝及び雨水桝の改築は原則として禁止する。

なお、汚水桝には汚水以外を雨水桝には雨水以外の排水を接続してはならない。

(5) 境界囲障については原則として生垣とする。

ただし、防護上必要な場合はフェンス及びブロックを設けることが出来る。この場合は風致上美観を損なわないよう施工しなければならない。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、県知事の認可のあった日から10年とする。

ただし、違反者の措置に関しては期間満了後もなお効力を有する。

2 期間満了前に協定者の過半数の申出がない場合当該期間満了の翌日より起算して、更に

10年協定されるものとし、以後この例による。

(違反者の措置)

第8条 第6条の規定に違反した者のあった場合、委員長は委員会の決定に基づき当該所有者に対して工事停止を請求し、かつ文書をもって相当の猶予期間をつけて当該行為を是正する為に必要な措置をとることを請求するものとする。前条の請求があった場合においては、当該所有者はこれに従わなければならない。

(裁判所への出訴)

第9条 前条に規定する請求があった場合において、当該所有者がその請求に従わないときは委員長はその強制履行または当該所有者の費用を以って、第三者にこれを為させることを裁判所に請求するものとする。

2 前項の出訴手続き等に要する費用は、当該所有者の負担とする。

(役員)

第10条 この協定運営の為、次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	1名
委員	若干名
合計	1名

2 委員は協定者の互選とする。

3 委員長は委員の互選とし、協定運営の為の事務を総理し協定を代表する。

4 副委員長及び会計は委員の中から委員長が委属する。

5 副委員長は、委員長事故あるときはこれを代理する。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(補則)

第12条 この協定に規定するもののほか、委員会の運営組織、議事並びに委員に関して必要な事項は別に定める。

(附 則)

- 1 この協定は、県知事の認可の公告のあった日から効力を発する。
- 2 この協定書はこれを2部作成し、1部を県知事に提出し、1部を委員会で保管しその写しを協定者全員に配布する。
- 3 区域内の環境保全については、別に定める。

附則3の区域内の環境保全については、次のとおりとする。

- 1 区域内における住宅地としての良好な環境を維持増進するため宅地内及びグリーンベルトの緑化に努めるとともに緑地の手入れを行なうこと。
- 2 グリーンベルト内の竹木の伐採は住宅地としての環境が悪化される場合を除き禁止する。